

**新型コロナウイルス感染症に係る薬局における対応**

**1. 電話診療等で発行された処方箋の取扱いについて**

- (1) 医療機関から標記処方箋情報の送付を受けた薬局は、処方箋原本を入手するまでの間は、ファクミリ等により送付された処方箋を薬剤師法第 23 条～27 条、薬機法第 49 条における処方箋とみなして調剤を行う。
- (2) 可能な時期に医療機関から処方箋原本を入手し、ファクシミリ等で送付された処方箋情報とともに保管する。
- (3) 患者が、薬局において電話や情報通信機器による情報の提供及び指導(以下「服薬指導等」という。)を希望する場合
  - ・ 処方箋の備考欄に「0410対応」が記載されている
- (4) 「0410 対応」と記載された処方箋の取扱い
  - 薬剤師が、患者、服薬状況等に関する情報を得た上で、電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を適切に行うことが可能と判断した場合には、当該電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行って差し支えないこととする。

患者、服薬状況等に関する情報とは

- ① 患者のかかりつけ薬剤師・薬局として有している情報
- ② 当該薬局で過去に服薬指導等を行った際の情報
- ③ 患者が保有するお薬手帳に基づく情報
- ④ 患者の同意の下で、患者が利用した他の薬局から情報提供を受けて得られる情報
- ⑤ 処方箋を発行した医師の診療情報
- ⑥ 患者から電話等を通じて聴取した情報

注射薬や吸入薬など、服用に当たり手技が必要な薬剤については、①～⑥の情報に加え、受診時の医師による指導の状況や患者の理解に応じ、薬剤師が電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を適切に行うことが可能と判断した場合に限り実施すること。

なお、当該薬剤師が電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を適切に行うことが困難であると判断し、対面での服薬指導等を促すことは薬剤師法第 21 条に規定する調剤応需義務に違反するものではないこと。

※上記の要件を満たせば、薬剤服用歴管理指導料を算定することができる（薬剤服用歴管理指導料 4（オンライン服薬指導）は、薬機法施行前であるため算定の対象とはなりません）（令和 2 年 4 月 11 日 日薬業発第 25 号）。

**● 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を実施する場合の留意点について**

電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う場合は、以下①から④までに掲げる条件を満たした上で行うこと。

- ① 薬剤の配送に関わる事項を含む、生じうる不利益等のほか、配送及び服薬状況の把握等の手順について薬剤師から患者に対して十分に説明し、同意を得ておくこと。また、当該説明を行ったことについて記録すること。

- ② 薬剤師は、当該患者に初めて調剤した薬剤については、患者の服薬アドヒアランスの低下等を回避して薬剤の適正使用を確保するため、調剤する薬剤の性質や患者の状態等を踏まえ、
- ア 必要に応じ、事前に薬剤情報提供文書等を患者にファクシミリ等により送付してから服薬指導等を実施
  - イ 必要に応じ、薬剤の交付時に(以下に従って配送した場合は薬剤が患者の手元に到着後、速やかに)、電話等による方法も含め、再度服薬指導等を行う
  - ウ 薬剤交付後の服用期間中に、電話等を用いて服薬状況の把握や副作用の確認などを実施
  - エ 上記で得られた患者の服薬状況等の必要な情報を処方した医師にフィードバックする等の対応を行うこと。当該患者に初めて調剤した薬剤でない場合であっても、必要に応じて実施する。
- ③ 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う過程で、対面による服薬指導等が必要と判断される場合は、対面による服薬指導に切り替えること。
- ④ 患者のなりすまし防止の観点から講ずべき措置については、2. (2)に準じて行うこと。

● **薬剤の配送等について**

- ・ 調剤した薬剤は、患者と相談の上薬剤の品質保持や確実な授与等がなされる方法で患者へ渡すこと
- ・ 薬局は薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等で確認する。
- ・ 品質の保持に特別に注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤については適切な配送方法を利用する、薬局従事者が届ける、患者又はその家族等の来局を求める等、工夫して対応する。
- ・ 患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えない。

● **その他**

- ・ 患者の状況等によっては、対面での服薬指導等が適切な場合や、次回以降の調剤時に対面での服薬指導等を行う必要性が生じ得るため、本事務連絡に基づく取扱いは、かかりつけ薬剤師・薬局や、当該患者の居住地域内にある薬局により行われることが望ましい。
- ・ 医師が電話や情報通信機器を用いて受診勧奨を実施した場合であって、患者に対して一般用医薬品を用いた自宅療養等の助言した場合には、当該患者が薬局等に来局せず、インターネット等を経由した一般用医薬品の購入を行うことが想定されるので、薬局等においては、適切な医薬品販売方法に従って対応すること。この際、当該医薬品に係る適切な情報提供及び濫用等のおそれのある医薬品の販売方法について留意すること。
- ・ 薬局は、本事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う場合の以下の点について、薬局内の掲示やホームページへの掲載等を通じて、事前に医療

機関関係者や患者等に周知すること。

- ア 服薬指導等で使用する機器(電話、情報通信機器等)
- イ 処方箋の受付方法(ファクシミリ、メール、アプリケーション等)
- ウ 薬剤の配送方法
- エ 支払方法(代金引換サービス、クレジットカード決済等)
- オ 服薬期間中の服薬状況の把握に使用する機器(電話、情報通信機器等)

## 2. 医療機関における処方箋発行に関する対応

(ア) 初来院となる(以下「初診」という。)患者を電話や情報機器を用いた診療を行った医師が処方箋を発行する場合

- ① 初診患者の場合、麻薬及び向精神薬の処方できない
- ② 診療録等で基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間が上限とし、麻薬及び向精神薬に加え薬剤管理指導料<sup>※1</sup>の対象薬剤も処方できない。

※1 対象薬剤:抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻止剤(内服薬に限る。)、ジギタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤(注射薬に限る。)、精神神経用剤、糖尿病用剤、膵臓ホルモン剤又は抗HIV薬

- ③ 被保険者証により受給資格を、公費負担医療制度受給資格はその証明書類により受給資格の確認を行う

(イ) 既に対面で診断され治療中の患者に、2度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いて実施する場合

- ① これまでに処方されていた医薬品を処方することは差し支えない。
- ② 当該疾患により発症が容易に予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない医薬品の処方をしても差し支えない。

(ウ) 上記(ア)により初診を行った患者に、2度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いて実施する場合は、(ア)①②に沿って実施する((ア)で作成した診療録は「過去の診療録」には該当しない)。

## 3. 新型コロナウイルス感染症患者に対する診療に伴う処方箋の取り扱い

自宅療養又は宿泊療養する軽症者等に対する処方

- ① 処方箋備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載
- ② 処方する薬剤を配送等により患者へ渡す場合は、当該患者が新型コロナウイルス感染症の軽症者等であることを配送業者が知ることになるため、それについて当該患者の同意を得る必要がある。
- ③ 当該処方について、薬局における当該患者に対する服薬指導は電話や情報通信機器を用いて行って差し支えない。
- ④ 当該患者の診断を行った医師又は情報提供を受けた医師が、作成した標記処方箋には、上記2.(ア)に記載される薬剤の限定はなく、必要な薬剤を処方して差し支えない。